

完全予約制によるマイナンバーカードの 時間外交付を行います



除雪作業事故防止にご協力ください

【問合せ】建設課（角館庁舎） ☎（43）2294



写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に発行通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカード交付を行います（交付は予約した方のみに限りです。また時間外の交付窓口は角館庁舎のみとなっておりますので、あらかじめご了承ください）。

● 時間外交付日時／1月11日、25日、2月1日、15日、3月1日、15日（毎水曜日）17時15分～19時
● 持参するもの／マイナンバーカード発行通知書のハガキ
● マインバーの通知カード（紛失している場合には、紛失届を記入していただきます）
● 本人確認書類（運転免許証、旅券、在留カードなど）のうち1点。これらをお持ちでない方は、健康保険証または年金手帳（年金証書でも可）および「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類（社員証、学生証、医療受給者証など）
● 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
※詳細は、マイナンバーカード発行通知書のハガキに記載されています。

時間外での交付を希望する方は、各交付日の2日前までに電話でご連絡ください（マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎となっている方も、2日前までに連絡をいただければ角館庁舎で受け取りが可能です）。

マイナンバーカードの受け取りについては、原則本人が来庁する必要があり、ご注意ください。

マイナンバーカードの申請はお済みですか？

まだ申請をされていない方へ

市内でマイナンバーカードの申請サポート窓口を設置しています。市役所3庁舎（田沢湖・角館・西木）のほか、市内の全郵便局（10局）にサポート窓口を設置し、写真撮影から申請までサポートします。まだカードをお持ちでない

方は、ぜひご利用ください。詳しくは、広報せんぼく11月16日号11ページをご覧ください。また、パソコンやスマートフォンからも申請できます。詳しくは、広報せんぼく10月16日号2・3ページをご覧ください。

冬期間、養護を必要とする 高齢者を支援します



【問合せ】長寿支援課（角館庁舎） ☎（43）2281

仙北市高齢者共同生活支援事業で使用している部屋に空きが生じたため、利用申請を追加で受け付けます。

- 事業の目的／家庭の事情により養護を必要とする高齢者を、一時的に施設で支援することにより、高齢者とその家族の冬期間の生活の安定を図ります。
- 利用対象者／仙北市に居住する65歳以上の高齢者で、養護を必要とし自力で共同生活ができる方
- 利用定員／1人部屋1室
- 利用期間／2月から4月末までの3か月間
- 使用料／1日2300円（食費含む）
- 利用施設／社会福祉法人泉南ふくし会 特別養護老人ホーム清流苑内（西木町松木内字松葉232番地）
- 利用の申請／利用を希望される方は、申請書類を1月20日（金）までに長寿支援課へ提出してください。

※申請書類は長寿支援課および各市民センター・出張所窓口にあります。

● その他／日常生活に支援が必要な方は、事前に長寿支援課へご相談ください。



カレンダー・おもちゃリサイクルプロジェクト

【問合せ】企画政策課 ☎（43）1112

ご家庭、職場で利用しないカレンダーを廃棄物として処分していませんか？

カレンダーとしての利用のほか、「絵や写真部分を切り取って飾る」「ブックカバーやしおり、ポストカードにリメイク」「子どものお絵かき用」「裁縫・ハンドメイドの型紙」「カットしてメモ用紙」など様々な活用方法があります。

また、ご家庭の押し入れに使っていないおもちゃは眠っていませんか？必要とする家庭で活用しましょう。

持続可能な社会の実現には、廃棄物を減らし、リサイクルするなど日常での取り組みを積み重ねることが大切です。

市では、田沢湖、角館および西木の各庁舎にカレンダー・おもちゃのリサイクルボックスを設置

- リサイクルボックス設置場所／市役所田沢湖庁舎1階市民センター、市役所角館庁舎1階市民ホール、市役所西木庁舎1階市民センター
- ※いずれも開庁時間8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日も利用できません）
- リサイクルボックス設置期間／1月4日（水）～2月15日（水）
- 利用上のルール／未使用のカレンダー・おもちゃに限ります。持ち込み・持ち出しは自由とします。

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				



持ち込み・持ち出しは自由ですので、皆様のご利用をお待ちしています。

- 募集職種・採用予定人数・受験資格
薬剤師 若干名
- 受験資格／昭和63年4月2日以降に生まれた方で、現に薬剤師免許を有する方または令和4年度中に実施する国家試験で薬剤師免許取得見込みの方
- 診察放射線技師 若干名
- 受験資格／平成5年4月2日以降に生まれた方で、現に診察放射線技師免許を有する方または令和4年度中に実施する国家試験で診察放射線技師免許取得見込みの方
- 試験内容／医療従事者として必要基礎知識に関する試験（専門基礎科目試験）
▼ 作文試験
▼ 面接試験
- 受付期限／2月28日（火）まで
- 土・日曜日、祝日を除く。8時30分から17時まで。応募状況により随時締め切る場合があります。
- 試験日／応募状況により日程調整のうえ、実施します。
- 欠格事項／次の欠格事項に該当する方は受験できません。
▼ 日本国籍を有しない方
▼ 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることのできない方
- 詳細事項／要綱など詳細は、市立角館総合病院のホームページ（<https://kakunodatehp.com/>）をご覧ください。

市立角館総合病院のホームページはこちら



令和5・6年度仙北市競争入札に参加希望の方へ 競争入札参加資格審査申請を受けています

【問合せ】契約検査室(田沢湖庁舎) ☎(43)11119



令和5・6年度において、仙北市が発注する競争入札(随意契約を含む)に参加を希望する方は、次により受付を開始していますので、電子申請サービスでの申請および添付書類を提出してください。

● 資格要件 / ● 契約を締結する能力を有しない方(成年被後見人、被保佐人でないこと) ● 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない方でないこと ● 仙北市暴力団排除条例(平成24年3月23日条例第2号)第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する方に該当しないこと ● 市税などに滞納がなく、経営状況が著しく不健全な方でないこと ● 公共発注の相手方として不適当と認められる方でないこと ● 建設工事に登録する方については、仙北市小規模修繕等契約希望者として登録されている方でないこと

● 受付期間
▼ 定期受付 / 2月28日(火)まで
※ 随時受付は原則対応いたしませんので、定期受付期間内の手続きをお願いします。

● 郵送の場合 / 市役所開庁日、9時から15時まで(正午から13時までを除く) ● 郵送の場合 / 2月28日(火)必着
● 登録区分 / ①建設工事 ②物品の販売・役務の提供など ③測量・建設コンサルタントなど

● 提出方法
▼ 提出書類 (○…必須、△…該当する場合のみ、×…不要)

● 提出書類 (○…必須、△…該当する場合のみ、×…不要)

● 提出書類 (○…必須、△…該当する場合のみ、×…不要)

● 提出書類 (○…必須、△…該当する場合のみ、×…不要)

仙北市公式LINEアカウントによる 情報配信中!

【問合せ】事務事業総合調整室(田沢湖庁舎) ☎(43)11111



市では、コミュニケーションアプリ「LINE」により、様々な情報配信を行っています。LINEをご利用の方は、次の二次元コードまたはID検索「@city.semboku」より、「友だち追加」をお願ひします。



すでにコロナウイルスワクチン接種予約で仙北市公式LINEを登録済みの方も、トーク画面から「受信設定」をすることで欲しい情報だけを選んで受信することができます。



広報せんぼくが4月から月一回発行になります

【問合せ】総務課文書広報係(田沢湖庁舎) ☎(43)11111



現在、月2回(1日号・16日号)発行している広報せんぼくが4月から1日号のみの月1回の発行に変わります。

平成22年4月から、それまでのお知らせ・ナビを16日号に変え、月2回発行してきましたが、ホームページやフェイスブック、LINEによる情報発信を行っていることや経費削減などを考慮し、月1回の発行とすることにしました。このような事情をご理解くださるようお願いいたします。

これまで市民の皆さまからたくさんのご意見やご協力をいただきながら

ら発行を重ね、広報せんぼくを育てていただきました。4月以降も読みやすく、わかりやすい紙面づくりに努め、内容の充実を図っていきます。



詳しくはこちらから→

書類名称	提出の要否	
	市内業者	市外業者
仙北市様式による一式および登録区分毎の添付書類 ・仙北市ホームページ「入札・契約」→「令和5・6年度 仙北市競争入札参加資格審査申請要領」→「要領・提出様式」からダウンロード	○	○
社会保険料納入確認書(写し可)(管轄する年金事務所からの証明) ・申請時点で証明が可能な月までの直近2年間分の証明 ・未納の有無が確認できないため、納付の領収書は不可とします ・組合管掌健康保険加入の事業所は、健康保険組合からの証明書および管轄する年金事務所からの証明書が必要です	○	○
国税の納税証明書(滞納なし証明書)(写し可) ・法人:税務署からの証明書(その3の3) ・個人:税務署からの証明書(その3の2) ※税務署発行の納税証明書にはe-Taxを使ったオンライン請求が便利です(電子署名を付与して請求し、手数料をインターネットバンキングなどで納付できる場合は、何度でもお使いいただけるPDFファイルで受け取ることが可能です)。	○	○
仙北市税の納税証明書(滞納なし証明書)(写し可)	○	×
印鑑証明書(写し可)	○	○
登記簿謄本(写し可) ・法人のみ	△	△
財務諸表類(直近1年間) ・申請者が個人の場合はこれに類する書類	○	○

※市内業者…仙北市内に事業所などを有し、仙北市の物品調達、業務委託などの市内優先発注に関する条例および同施行規則で規定する要件を満たしていること。建設工事においては建設業許可を有する事業所などであること。
※各種証明書は提出時の直前3か月以内に発行されたものとし、写しを提出する場合は、記載事項が鮮明かつ原寸大のものに限ります。

積雪による農業用パイプハウス・果樹の 被害防止について

【問合せ】農業振興課(角館庁舎) ☎(43)22006



近年、仙北市内では大雪による農業用パイプハウスが倒壊するなどの被害が発生しています。今後の雪害を未然に防止するため対策をお願いします。

www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=3471の「チェックリスト」および「雪害対策マニュアル(秋田県農林水産部)」をご確認ください。



防災無線 聞き逃し サービス

防災無線の情報を電話で確認することができます
▶ テレドーム (テレホンサービス)
☎ 0180-991555
※ご利用には通話料がかかります(固定電話はダイヤル通話料、携帯電話は1分50円くらいの通話料)。



防災無線の情報がメールで届きます
▶ 安全安心メール (登録制メール)
※事前の登録が必要です。詳しくは仙北市ホームページ (<http://anshin.city.semboku.akita.jp/lists/>) からご確認ください。





給与支払報告書の提出について

【担当】 税務課 市民税係

給与を支払った方は、給与支払報告書の提出が必要です。

令和4年中に給与・賃金など(専従者給与やパート、アルバイト代も含みます)を支払った方は、給与・賃金などを、受け取った方が令和5年1月1日現在で、実際に居住する住所地の市町村税務担当課に給与支払報告書を提出していただく義務があります(地方税法第317条の6第1項)。

また、支払った金額が30万円以下の退職者についても、公平・適正な課税を確保する観点から提出にご協力くださるようお願いいたします。

給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、正確な記入を心がけてくださるようお願いいたします。

※給与支払報告書を提出しなかった者、または、虚偽の記載をした者については、罰則が設けられていますのでご注意ください(地方税法第317条の7「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます」)。

※令和5年度給与支払報告書を提出した方で、令和5年4月1日現在において給与の支払を受けなくなった方がいる場合は、4月15日までに給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書を提出いただく必要があります(地方税法第317条の6第2項)。

マイナンバーや法人番号を忘れずに記載してください。
マイナンバーや法人番号についても所定の欄に漏れなく記入し、必ず期限までに提出してください。

給与支払報告書の作成について

令和4年中に給与・賃金などを支払った方(個人・法人を問いませんが、給与・賃金などを受け取った方について、給与支払報告書を作成)提出してください。

● 提出期限 / 1月31日(必)

※ **早期提出にご協力をお願いします。**

● 提出いただくもの /

▼ 総括表: 1枚

▼ 個人別明細書: 給与・賃金などを受け取った方1人につき1枚

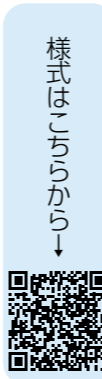
※ 給与・賃金などを受け取った方が令和5年1月1日現在で、実際に居住する住所地の市町村税務担当課に提出することになります。

● 提出先 / 仙北市税務課市民税係

T 014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地

● 提出方法 / 給与支払報告書(総括表)を先頭に、給与支払報告書(個人別明細書)を特別徴収者と普通徴収者とを仕切り紙で明確に区分してご提出ください。なお、普通徴収者については、普通徴収とする理由の記入欄についても漏れなく記入をお願いします。

総括表・仕切り紙などの様式は、仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/dl-service/zeimu_minzei.html)からダウンロードできます。



様式はこちらから↓

eLTAXについて

eLTAXを利用した提出を推進しています。国と地方にそれぞれ提出義務のある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。ぜひご利用ください。詳しくは、eLTAXホームページ(https://www.etax.lta.go.jp/etax/gaiyou/flow/)をご覧ください。

eLTAXの
詳細はこちらから↓



eLTAX電子申告の概要

1 インターネットで申告

2 地方税サービスセンターで受付

3 各地方公共団体へ配信

e-Taxの利用について

【担当】 税務課 市民税係

令和5年2月上旬から3月中旬に実施する市県民税申告相談(所得税などの確定申告含む)について、今年度も新型コロナウイルス感染症予防対策として、申告者の分散化や、感染予防の観点から受付人数の制限を実施します。そのため、所得税などの確定申告についてできるだけe-Tax(電子申告システム)を利用してくださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症予防、申告する皆さまの利便性向上、申告会場の混雑緩和を目指すものですので、趣旨をご理解のうえご協力をお願いします。

電子申告には、マイナンバーカードが必要です。

● 利用手順 / ▼マイナンバーカードの取得 / ▼カードリーダーの購入またはスマートフォンで代用可能 / ▼e-Tax利用者登録

▶ 新型コロナウイルス感染症予防対策

▶ 自宅から24時間申告可能(待ち時間ありません)

▶ 詳細は国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/r04jumbi/tax-rules.htm)をご覧ください。

e-Tax利用のメリット

▶ **マイナンバーカードの連携**
保険証として登録することによりマイナンバーで、医療費などの閲覧が可能になります。

▶ 確定申告などにおける医療費控除の手続きで、マイナンバー連携で医療費情報を自動入力することが可能です。そのほかにマイナンバー連携の対象となる控除証明書などがあります。

▶ 詳細は国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mp_jumbi/akutei.htm)をご覧ください。

詳しくはこちらから↓



令和5年度市県民税の申告の必要がない方

【担当】 税務課 市民税係

次のいずれかに該当する方は、原則令和5年度市県民税の申告は必要ありません。

- ① 税務署へ確定申告書を提出する方
- ② 1か所からの給与収入のみの方で、そのほかに収入がなく、勤務先で年末調整を済ませた方
- ※ただし、年末調整(社会保険料等控除、配偶者・配偶者特別控除、扶養控除、生命保険・地震保険料控除、2年目以降の住宅借入金等特別控除)で調整手続きが完了した控除以外の控除または、

控除の修正・追加などの適用を受けようとする方は申告してください。

- ③ 公的年金収入のみの方で、年間(令和4年1月1日から令和4年12月31日)の収入が148万円以下の方
- ④ 公的年金収入のみの方で、年間(令和4年1月1日から令和4年12月31日)の収入が400万円以下で、年金保険者へ扶養親族等申告書を提出済みであって、配偶者控除または扶養控除以外の控除がない方

償却資産の申告書の提出をお願いします

【担当】 税務課 固定資産税係

令和5年度の固定資産税償却資産の申告期間になりました。令和5年1月1日現在所有の償却資産について、1月31日(必)までに申告書の提出をお願いします。

昨年申告された方には、12月下旬に申告案内を送付していますが、新規に事業を開始された方など、お手元に届かない場合はご連絡ください。

※未申告が判明した際には、最大5年度分が一度に課税される場合があります。

個人事業主・営業者の方へ

市県民税等申告相談の際の減価償却費の申告、固定資産税償却資産の申告は異なります。所有資産が耐用年数を経過した資産のみの方、減価償却の申告のみをされていた方も固定資産税償却資産の申告をしてくださいようお願いいたします。

償却資産とは、

農業・商店などの経営や駐車場・貸家の賃貸などの事業に用いる構築物・機械・備品などを償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

● 申告対象者 / 法人や個人を問わず、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている方

● 個人番号・法人番号の記入について /

償却資産申告書にマイナンバーの記入が義務付けられました。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載いただけますようお願いいたします。

● 提出期限 / 1月31日(必)

● 提出先 / 税務課、角館・西木市民センター、各出張所